

平成24年度

住民税申告相談のご案内

確定申告は2月16日(木)から3月15日(木)までです。

◆申告相談の日程及び場所

月日	曜日	時間	対象地区	会場
2月16日	木曜日	10:00～16:00	問寒別地区 全域	問寒別 生涯学習センター
2月17日	金曜日	9:00～15:00		
2月20日	月曜日	8:30～17:00	幌延市街 全域	幌延町役場 大会議室
2月21日	火曜日	8:30～17:00		
2月22日	水曜日	8:30～17:00		
2月23日	木曜日	8:30～17:00	幌延地区	
2月24日	金曜日	8:30～17:00	農家全域	

※当日都合の悪い方は、お近くの相談会場又は左記相談日以外の日に会計課財政グループ税務担当までお越しください。

◆確定申告を必要とする主な方

1. 事業所得、不動産所得や譲渡所得などがある方
2. 年末調整された給与所得以外の給与収入額と各種の所得（退職所得を除く）の合計額が20万円を超える方

◆給与所得者で、確定申告をすることによって、源泉徴収税が還付（還付申告）される方については、既に役場で受付をしています

- 平成23年中に支払った医療費の自己負担額(通院費も含む)が10万円または所得の5%を超える方
※事前に病院・人毎に集計されていると、スムーズに申告手続きを済ませることができます。
- 住宅ローンを利用して住宅を新築された方や中古住宅を購入された方、または増改築をされた方で一定の要件に該当する方
※申告に必要な添付書類等については、税務担当にお問い合わせください。

◆申告相談にお越しの際には、次のものを持参してください

1. 印鑑
2. 平成23年中の収入を明らかにするもの
(源泉徴収票など)
3. 生命保険料及び地震保険料等の支払証明書
4. 医療費等の支払領収書
5. 障害者のいる方は障害者手帳
6. 国民年金支払証明書
7. 国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の支払領収書等
8. 申告者本人の口座番号がわかるもの
(還付金が発生した際に必要です)

■詳しくは、会計課財政グループ税務担当 電話5-1113までご相談ください。

申告は、自分で作成して、お早めに！

平成23年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成24年2月16日(木)から同年3月15日(木)までです。還付申告については、平成24年2月15日以前でも相談及び申告書の受付を行っています。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。作成したデータは、印刷して書面により提出することができるほか、e-Taxを利用して提出することもできます。また、所得税の確定申告の手引きや申告書用紙等は、国税庁ホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。

詳しくは、稚内税務署（電話0162-33-1155）へお尋ねください。